

第 1 1 7 回徳島県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 1 4 日（月） 1 3 時 0 0 分～1 3 時 4 0 分
- 2 開催場所 徳島県庁 1 0 階 大会議室
- 3 出席委員 阿部和英、井川千絵美、池添純子、小川宏樹、尾野薫、田中智、
段野聡子、西村智子、山中英生、郷達也（代理：大井茂）、
堺瑞崇（代理：石田幸広）、豊口佳之（代理：水野匡洋）、遠藤彰良、
古野司、元木章生、黒田達哉 （計 1 6 名）
- 4 審議事項 議第 5 2 9 号
徳島東部都市計画道路の変更について（徳島県決定）

＜篠原室長補佐＞

それでは、定刻がまいりましたので、ただ今から第 1 1 7 回徳島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、都市計画課まちづくり室室長補佐の篠原と申します。よろしくお願いいたします。
着座にて進めさせていただきます。

当審議会は、「徳島県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項」の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって成立いたします。当審議会の委員定数は 2 0 名でございますが、お手元の出席者名簿及び配席図におきまして、元木委員、黒田委員のウェブ接続が確認中となっておりますが、現在本会場にご出席をいただいている委員は 1 3 名、また、オンラインにより 1 名の委員にご参加いただいております、定足数を満たしておりますことを、まずもってご報告申し上げます。

続いて、ご発言の際のマイクの使用方法について、ご説明します。

机の上にあります白いボタンがマイクのスイッチになっていますので、ご発言の際には、このボタンを押していただいてからご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押してくださるようお願いいたします。

また、オンライン参加の委員の皆様につきましては、ご発言の際には、先にお名前をおっしゃってくださいますようお願いいたします。なお、ご発言されるとき以外は、マイクの設定をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、徳島県県土整備部・副部長の小津よりご挨拶を申し上げます。

<小津副部長>

どうも皆さんこんにちは。徳島県県土整備部・副部長の小津と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、第117回徳島県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変ご多忙の中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより本県の都市計画行政の推進につきまして、特別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、四国8の字ネットワークを形成いたします徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道の整備が鋭意進められておりまして、特に、徳島南部自動車道「小松島南・阿南間」では、順次橋梁やトンネルが完成し、盛土や擁壁の工事も急ピッチで進むなど、今年度の開通に向けまして、工事が大詰めを迎えるところでございます。

本日の審議会は、この区間の南に続きます、阿南安芸自動車道「桑野道路・福井道路」に関する都市計画変更について、ご審議いただくものでございます。後ほど事務局よりご説明させていただきますので、ご審議の程、どうぞよろしく申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

<篠原室長補佐>

それでは、議事に入りたいと思います。「徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条」により、「審議会の会議の議長は、会長をもって充てる」となっておりますので、山中会長におかれましては、以後の議事進行について、よろしくお願い申し上げます。

<山中議長>

はい、皆様お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は審議事項が1件ですけれども、進行等よろしくお願い申し上げます。早速、議事に入らせていただきます。

まず、「会議録署名委員の指名」ということになっております。議事の3ですね。これについて、「運営規則第14条」の規定によりまして、指名させていただきます。

本日は、尾野委員さんと田中委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<尾野委員、田中委員>

はい。

<山中議長>

続きまして、報告事項がございますので、事務局より報告をお願いいたします。

<篠原室長補佐>

はい、それでは、議事４「報告第１０８号 委員の異動について」ご報告を申し上げます。

お手元の「議案書」の１ページをご覧ください。

前回、令和６年１１月１３日に開催いたしました第１１６回の審議会から、５名の委員の異動がございましたので、報告させていただきます。

関係行政機関の職員の委員につきまして、農林水産省中国四国農政局長 仙台委員の後任には、現在の農林水産省中国四国農政局長でございます郷委員にご就任いただいております。

また、徳島県議会の委員につきまして、木下委員、須見委員、長池委員の後任には、寺井委員、古野委員、元木委員の３名にご就任いただいております。

続いて、市町村議会の議長を代表する委員につきまして、徳島市議会議長 船越委員の後任には、現在の徳島市議会議長でございます黒田委員にご就任いただいております。

以上、委員の異動報告でございます。

<山中議長>

はい、ありがとうございます。

次に、議事の５「常務委員の指名」となっていますが、これはどのような規定になっておりますでしょうか。事務局から説明をお願いいたします。

<篠原室長補佐>

はい、常務委員会の委員につきましては、「参考資料２」の２ページ目「都市計画審議会条例 第６条第３項」及び「参考資料２」の４ページ目「運営規則 第１５条第１項」により、都市計画審議会委員の中から会長が指名するとされています。

先程、ご報告させていただきました委員の異動に関しまして、常務委員でありました徳島県議会議員の木下委員の異動に伴う、後任の常務委員につきまして、会長に指名をお願いいたします。

<山中議長>

はい、分かりました。それでは、私の方から後任を指名させていただきます。

後任には、同じく徳島県議会議員から古野委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願います。古野委員さんよろしいでしょうか。

<古野委員>

はい。

<山中議長>

はい、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議案の審議に入っていきます。本日の議題は、お手元の議案書にございますように、「議第529号」の1件ですので、本件について事務局から説明をお願いいたします。

<桂野室長>

はい、徳島県都市計画課まちづくり室長の桂野でございます。

私の方からは、「議第529号 徳島東部都市計画道路阿南鳴門線の変更」について、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、都市計画道路阿南鳴門線の概要でございます。阿南鳴門線につきましては、四国8の字ネットワークを形成する四国横断自動車道と阿南安芸自動車道のうち、阿南市福井町・小野インターチェンジを起点としまして、鳴門市大麻町・鳴門ジャンクションに至る延長約47km区間の都市計画道路でございます。

今回は、このうち、国土交通省が事業主体であります、阿南安芸自動車道の桑野道路・福井道路、小野インターチェンジから阿南インターチェンジの間について、都市計画の変更を行うものでございます。

続きまして、都市計画決定の経緯となります。当初、平成6年に小松島インターチェンジから鳴門ジャンクション間の延長21kmにつきまして、小松島鳴門線として、都市計画決定した後、平成8年には、阿南インターチェンジから小松島インターチェンジ間の延長10kmを追加・延伸する都市計画の変更決定に伴いまして、都市計画道路の名称を、現在の阿南鳴門線に変更しております。

その後、平成22年に、今回の変更対象区間である阿南安芸自動車道「桑野道路・福井道路」の小野インターチェンジから阿南インターチェンジ間、延長16.1kmを追加・延伸する都市計画の変更決定を行っており、今回は、このときに決定しました都市計画道路の区域につきまして、この度の道路計画確定に伴う都市計画の変更を行うものであります。

次に、都市計画道路の決定事項等について、ご説明させていただきます。

お手元でございます「第117回徳島県都市計画審議会議案」、以降、「議案書」と言わせていただきます。

それでは、「議案書」の4ページをお開きください。

都市計画道路につきましては、都市の骨格を形成し、都市交通におけます基幹的な都市施設としまして、都市計画法に基づき都市計画決定した道路でありまして、都市計画決定にあたりましては、名称、位置及び区域、道路の種別、道路の構造を定めることとされております。これらの事項を記載しました都市計画決定図書が、「議案書」4ページ・5ページの計画概要書、6ページには総括図、また7ページから15ページでは平面図が付いてございます。

なお、参考としまして、「参考資料 1」に議案書の新旧対照表と標準断面図をつけさせていただきます。

「参考資料 1」を開いていただきますと、上に新旧対照表変更後としまして変更箇所が赤字になっております。次のページには変更前ということで既決定の内容を記載させていただいております。次のページには、標準断面図等を付けさせていただいております。

また、都市計画を定める者につきましては、都道府県または市町村とされておりまして、市町村道以外の道路については、国が整備・管理する道路でありまして県が都市計画決定いたします。

なお、都市計画決定された区域内では、将来における円滑な施行の確保を目的としまして、2 階建て以下の木造の建築物等、移転・除却が容易なものに限り、許可が認められるなど、建築行為が制限されることになります。

次に変更区間の事業概要でございます。

起点となる南側は、既に供用しております日和佐道路、平成 23 年に供用しておりますが、これに接続します小野インターチェンジから、終点となる北側につきましては、今年度供用開始が予定されております徳島南部自動車道の小松島南・阿南間に接続します阿南インターチェンジを結ぶ、桑野道路 6.5 km、福井道路 9.6 km の合計 16.1 km の区間でありまして、自動車専用道路としまして、2 車線、設計速度 80 km/h で設計されております。

また、桑野道路・福井道路の事業経緯につきましては、平成 22 年に両区間が同時に都市計画決定された後、平成 23 年には桑野道路、平成 24 年には福井道路の順に事業化されているところでございます。

都市計画決定につきましては、事業化前の段階で、航空写真測量の成果を基本とした概略検討レベルで行われており、事業化後、改めて測量・調査立ち入り説明会を行い、現地での測量や地質調査行われております。

また、この測量・調査による現地状況を踏まえ、設計説明会などを通じまして、地元の皆様のご意見も確認しながら、詳細設計が行われ、令和 5 年 12 月をもちまして、全区間で幅杭打設が完了し、道路計画が確定したところでございます。

現在、用地進捗率は、桑野道路、福井道路ともに約 9 割となっておりまして、用地取得が完了した工区から順次工事が進められております。

次に、今回都市計画変更を行うことの必要性について説明させていただきます。

平成 22 年の都市計画決定によりまして、都市計画道路区域内では、都市計画法により、建築行為が制限されています。

先ほども説明させていただきましたが、都市計画決定は、事業化前の概略検討レベルの計画であり、事業化後、現地測量や地質調査等を踏まえ、詳細設計が行われております。都市計画決定段階の想定と、現地調査後において、地形・地質や設計条件に相違があったこと、また、これに伴う道路面の計画高さの変更や、構造物の見直しが必要になったこと

などから、詳細設計後の道路計画と都市計画決定に相違が生じていました。

詳細設計後の現在では、道路予定区域は道路法によって、土地の形質変更や工作物の設置など、より強力な制限がかけられていますが、当初決定から道路計画幅が縮小された場合には、道路区域の外に、都市計画決定区域が残された状況になっています。

そこで、全区間で、道路予定区域が確定したことから、都市計画法による制限区域を除外するなど、道路予定区域と都市計画決定区域との整合を図るため、都市計画決定区域を変更するものであります。

変更内容について説明させていただきます。

まず、桑野道路・福井道路の全区間におきまして、道路幅員の見直しが行われています。平成22年に都市計画決定時には、道路整備に係るコスト縮減の観点から、中央分離帯が無い標準幅員10.5mの構造が採用されていました。その後、安全性向上のため、中央分離帯を備えた標準幅員12mの構造に、見直しが行われたものであります。

この背景としましては、高速道路の暫定2車線区間において、反対車線にはみ出す正面衝突事故が相次いで発生したことを踏まえ、重大事故防止のため、平成26年に、中央分離帯を設置する方針が決定されています。

その後、標準幅員12mに見直しを行い、詳細設計、用地買収等が進められておりまして、今回、道路計画と都市計画との整合を図るため、幅員を変更するものでございます。

続きまして、個別の変更箇所について説明させていただきます。

変更箇所につきましては、都市計画道路の起点である南側の小野インターチェンジから北側の阿南インターチェンジの順に、説明させていただきます。

それでは、福井道路・小野インターチェンジ付近でございます。「議案書」に図面の添付がされておりまして、7ページになります。

まず、図面の見方についてですが、こちらは道路を上から見た平面図でありまして、左が北側の阿南インターチェンジ方面側、右が南側の小野インターチェンジ方面側となっております。黄色の着色は、区域の縮小に伴い、都市計画決定から削除する区域、赤色の着色は、区域の増加に伴い、都市計画決定に追加する区域、灰色の着色は、当初都市計画決定から変更の無い既決定の区域を示しております。

この箇所は、既に供用している日和佐道路に接続する箇所でありまして、土を盛って道路を造る盛土計画の箇所でございます。道路の高さが上がるように変更されています。

このことに伴い、必要とする道路の区域が増加することとなりまして、平面図では、都市計画道路に追加される区域が赤色で示されております。

次に、福井道路・新野インターチェンジ付近でございます。ここは県道羽ノ浦福井線に接続する箇所になります。「議案書」では9ページになります。

ここも盛土計画の箇所でありまして、先ほどと同様に若干道路の計画高さが上がることに伴いまして、平面図の赤色で示す区域を都市計画道路区域に追加するものでございます。

次に、福井道路・桑野インターチェンジ付近、国道195号に接続する箇所になります。

「議案書」は１１ページになります。

ここは、山を切って道路を造る切土計画の箇所でありまして、本線の道路の計画高さに加え、本線に接続するインターチェンジのランプ道路の構造及び計画高さを見直したことに伴い、必要となる道路区域の幅が縮小されることから、平面図の黄色で示す区域を都市計画道路区域から削除するものでございます。

ここからは桑野道路の区間になりまして、先程の桑野インターチェンジのすぐ北側、ＪＲ牟岐線や国道１９５号と交差する付近、内原地区になります。「議案書」は１２ページになります。

当初の都市計画決定では、ＪＲ牟岐線や国道・県道と交差する箇所は橋梁、それ以外は、盛土で計画していましたが、平成２６年８月の台風におきまして、過去の最大雨量を更新する豪雨がございまして、大規模な冠水被害が発生し、地元からの内水対策の要望も踏まえまして、再度解析を行い、盛土計画区間を一連の橋梁計画に構造の見直しを行ったことに伴いまして、平面図の黄色で示す区域を都市計画道路区域から削除するものでございます。

次に、桑野道路・長生インターチェンジ付近、県道羽ノ浦福井線に接続する箇所になります。「議案書」は１３ページになります。

この区間につきましても、先程と同様に平成２６年８月の台風による冠水被害がありまして、内水対策として、盛土計画を橋梁計画に見直ししたことに伴いまして、平面図の黄色で示す区域を都市計画道路区域から削除するものでございます。

次に、桑野道路・長生町三倉地区になります。「議案書」は１４ページになります。

この区間につきましても、同様に、内水対策として、４００ｍの区間を盛土計画から橋梁計画に変更するものでございます。

続いて、変更区間の終点となる桑野道路・阿南インターチェンジ付近になります。「議案書」は１５ページになります。

阿南インターチェンジが接続する県道阿南勝浦線沿いには、世界有数のＬＥＤ企業が立地していることもございまして、朝夕の通勤時間帯には現在も渋滞が発生しているところでございます。

今後、北側の徳島南部自動車道が供用されれば、阿南インターチェンジ付近の交通量が増加し、県道阿南勝浦線の更なる渋滞の悪化や、高速道路本線への影響が懸念されることから、新たな渋滞対策として、県が追加ランプを設置することとしまして、平成３０年に国から連結許可を取得しております。

この追加ランプ設置により、盛土から橋梁への構造の見直し等が必要になったことに伴いまして、平面図で黄色で示す区域を都市計画道路区域から削除するものでございます。

最後に、都市計画変更手続きの経緯について、ご説明させていただきます。「参考資料１」の６ページにも手続きの概要を記載しています。

まず、素案につきまして、１月１０日から１月２４日までの２週間縦覧を行いますとと

もに、１月１６日に地元阿南市の桑野公民館で説明会を開催しています。なお、２月４日に予定していました公聴会につきましては、公述申出がございませんでしたので、開催を中止しています。

その後、都市計画の案について、国との事前協議を終えた後、５月９日から２３日までの２週間縦覧を行っています。また、住民の方々からの意見書の提出はございませんでした。地元阿南市へ意見聴取した結果、「意見なし」との回答をいただいています。

本日の都市計画審議会でご承認いただければ、大臣同意を受けた後、都市計画の変更について、県報告し、併せて県と市の都市計画担当部署で図書の縦覧が開始されるという流れになります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

<山中議長>

はい、ありがとうございます。

「議第５２９号」についての説明がありました。ただ今の説明に対してご質問等はありませんか。

<山中議長>

説明会には出席者２名ということで出ていただいているみたいですが、こちらは地元の地権者の方が主なのでしょうか、それとも違う方なのでしょうか。

<篠原室長補佐>

はい、説明会にご出席していただいた方は地元の方でしたが、地権者の方ではないような状況でございました。

<山中議長>

はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

<尾野委員>

計画変更について反対ではないのですが、参考までにお伺いしたいのは、中央分離帯を設置するのは賛成なのですが、構造形式がワイヤーロープ式ではなさそうですが、こういった形式を採用するのか教えていただきたいです。

<（豊口委員代理）水野副所長>

阿南安芸自動車道は完成二車線なんですね。今、徳島南部自動車道ということで、徳島ジャンクションから阿南インターチェンジまでつないでいるのは暫定二車線で完成四車線

となります。元々の幅員構成としては暫定二車線で徳島南部自動車道で進めているんですけども、中央分離帯がないのでワイヤーロープで、暫定形の場合はワイヤーロープにする、完成四車線の場合は中央分離帯ができるということになっています。

阿南安芸自動車道は幅員が12mで真ん中に1.5mの中央分離帯ができるということで剛性中央分離帯といって壁高欄みたいなものを作ります。そうすることによって正面衝突を防ぐということです。あと、今、東北では三陸沿岸道路で復興道路を作っていますが、完成二車線となっています。壁高欄で作ることによって設計速度も80km/h、規制速度も80km/h、通常ワイヤーロープですと規制速度70km/hのところ、80km/hでできるということで、阿南安芸自動車道についても完成二車線であるので、剛性中央分離帯を設置して、設計速度80km/hで正面衝突を防いでいくという形で進めております。

<山中議長>

はい。よろしいでしょうか。

1.5mの中に80cmぐらいの幅の台形のコンクリート壁が建つということですね。それが剛性の壁高欄と呼ばれるものです。

ちなみに、橋梁部も完成で5.25mの幅員を確保していただけるということですね。5.25mあれば大型車が寄って停まっても抜けるという状態になる。暫定二車線はワイヤーを潰さないと抜けないということですね。

ほかいかがでしょうか。オンラインの方もなにかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

<山中議長>

それでは「議第529号」について、採決を行います。

「議第529号」について、「付議内容のとおり変更することが適当である。」このように議決してよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山中議長>

それでは、特にこれを否とする方はおられないということでございますので、「付議内容のとおり変更することが適当である。」ということで議決します。

特に意見が無かったので付帯意見もないと思いますがよろしいでしょうか。

<各員>

異議なし。

＜山中議長＞

はい、それでは本日の議案の審議は終了いたしました。
事務局にマイクをお返します。

＜篠原室長補佐＞

それでは、小津副部長より、閉会の挨拶を申し上げます。

＜小津副部長＞

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、さらにご審議を賜りまして、またご承認いただきましたこと誠にありがとうございます。

委員各位におかれましては、今後とも、本県の都市計画行政について、ご理解・ご協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

＜篠原室長補佐＞

それでは、これをもちまして、第１１７回徳島県都市計画審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

－以上－